

研究開発税制の概要と 令和３年度税制改正について

**経済産業省産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課**

(令和4年4月現在の制度について解説しています)

1.研究開発税制概要

2.令和 3 年度税制改正概要

3.参考資料

1.研究開発税制概要

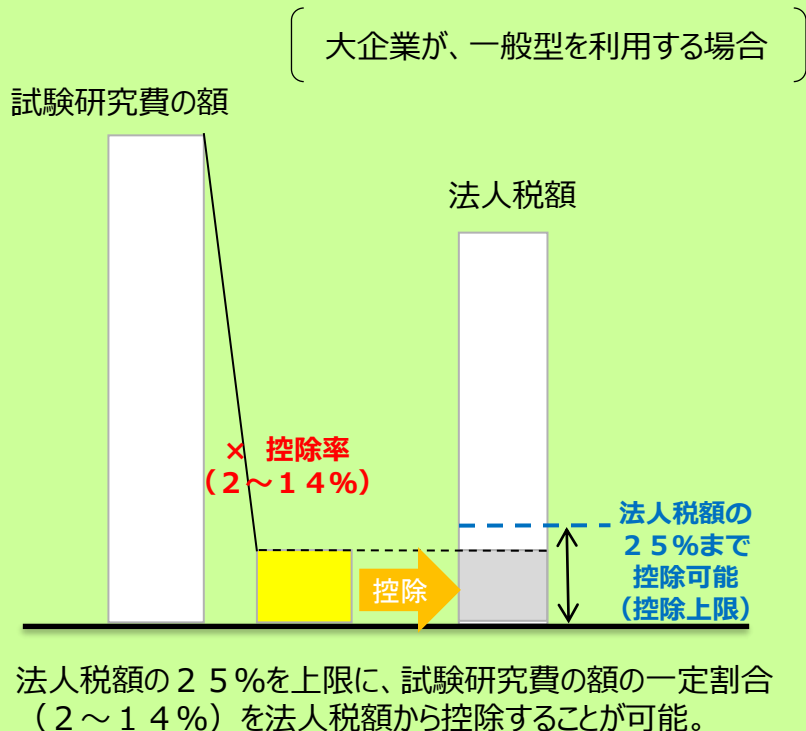
2.令和3年度税制改正概要

3.参考資料

研究開発税制の概要

- 研究開発税制は、研究開発を行う企業が、**法人税額（国税）から、試験研究費の一定割合（2～14%）を控除**できる制度。控除できる金額は、原則として、**法人税額の25%が上限**。
- 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、**イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し**、我が国の成長力・**国際競争力を強化**することを目的に措置。

研究開発税制利用のイメージ



研究開発に関するリスクテイクの下支え

- 研究開発活動は、イノベーション創出のために重要だが、企業にとっては**短期的な収益を優先する行動に陥りがち**。
- 企業の研究開発リスクを国が一部負担することで、中長期的な産業競争力を強化。

国際的なイコールフィッティング

- **経済安全保障が注目される中、諸外国においても、補助金や税制優遇、市場創出などの支援策を通じて、民間の研究開発投資を強力に促進**。

分野や主体に関わらない幅広い支援

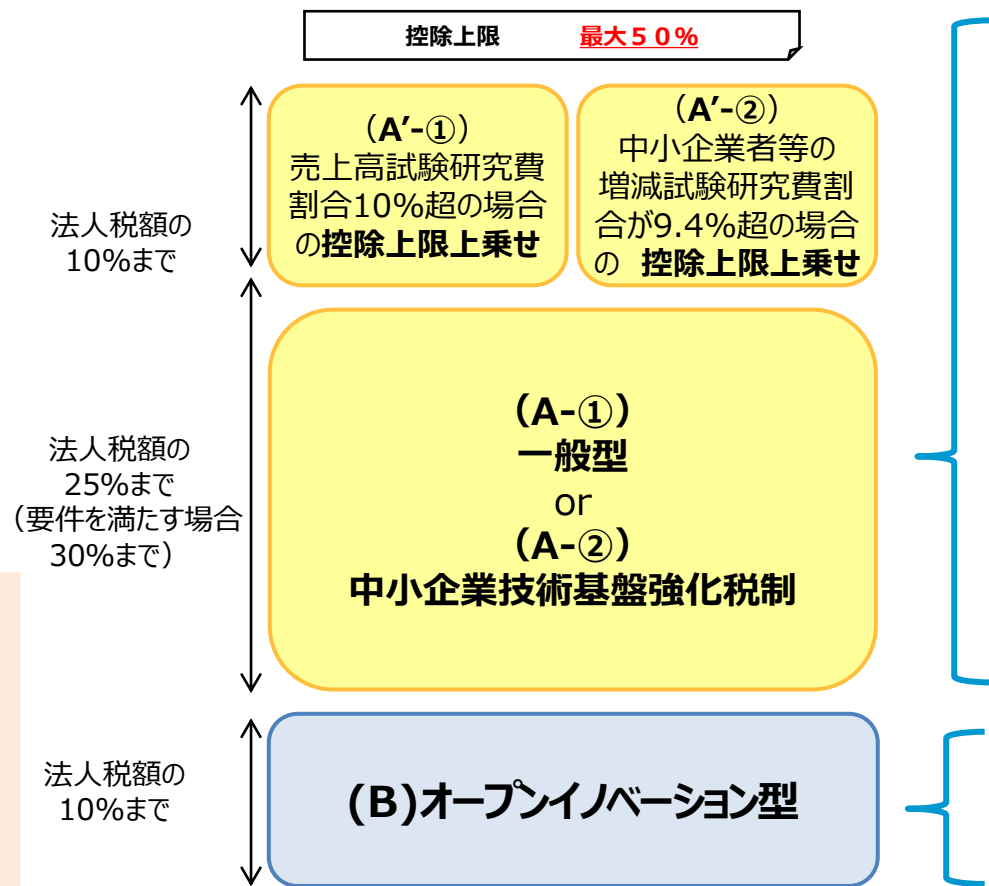
- イノベーションがどのような研究開発から生まれるかを予測するのは困難。
- **分野、業種、規模、時期等に限られない幅広い・継続的な研究開発支援が不可欠**。

研究開発投資のスピルオーバー効果

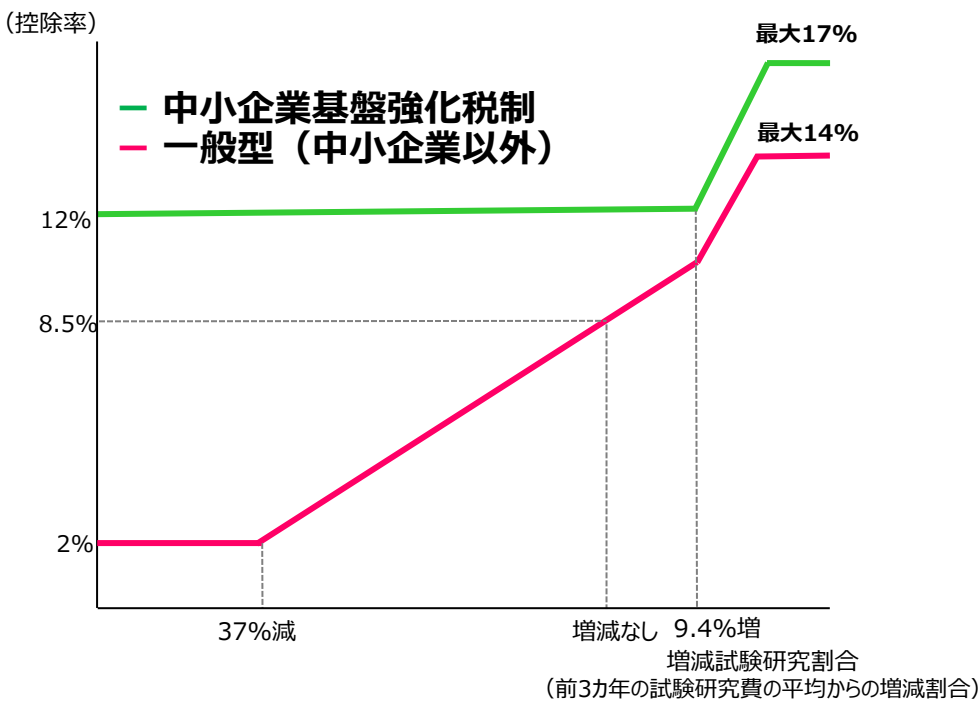
- 研究開発は、実施主体のみならず、**外部に対しても正の波及効果**をもたらす。
- 正の外部性があるものは過少投資となりやすいため、政策的支援が必要。 3

研究開発税制概要（令和3年4月1日～）

【控除上限】（法人税額の何%まで控除できるか）



【控除率】（試験研究費の何%分を税額控除できるか）

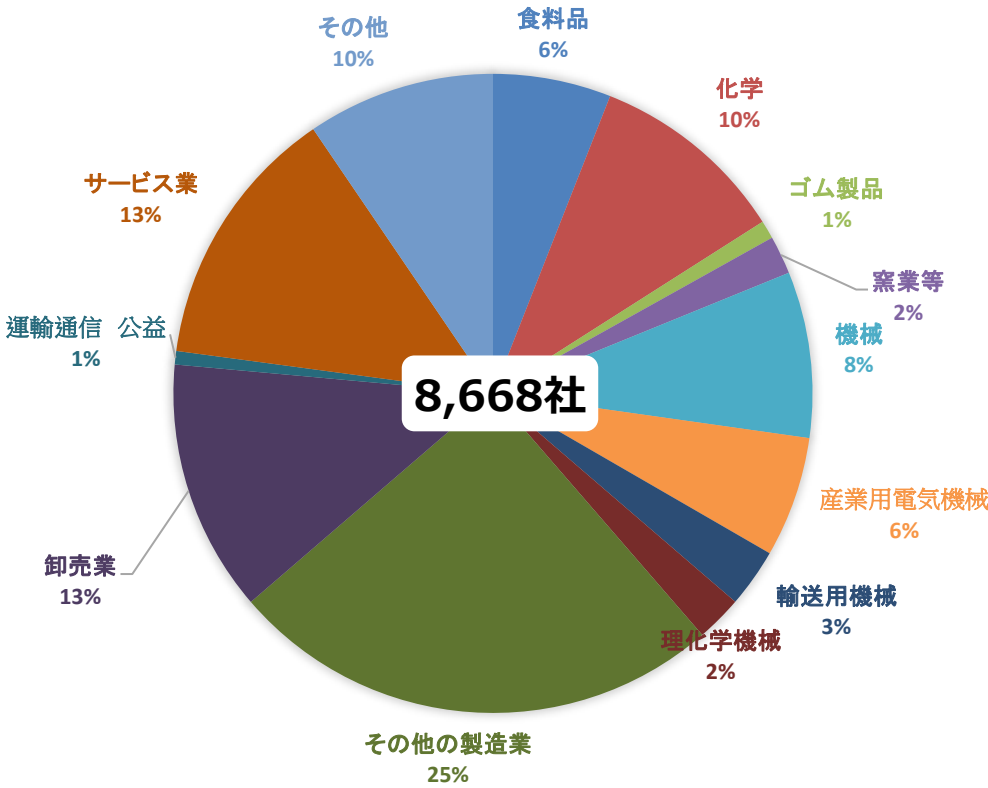


相手方が大学・特別研究機関等の場合	: 30%
相手方が研究開発型ベンチャーの場合	: 25%
相手方がその他（民間企業等）の場合	: 20%

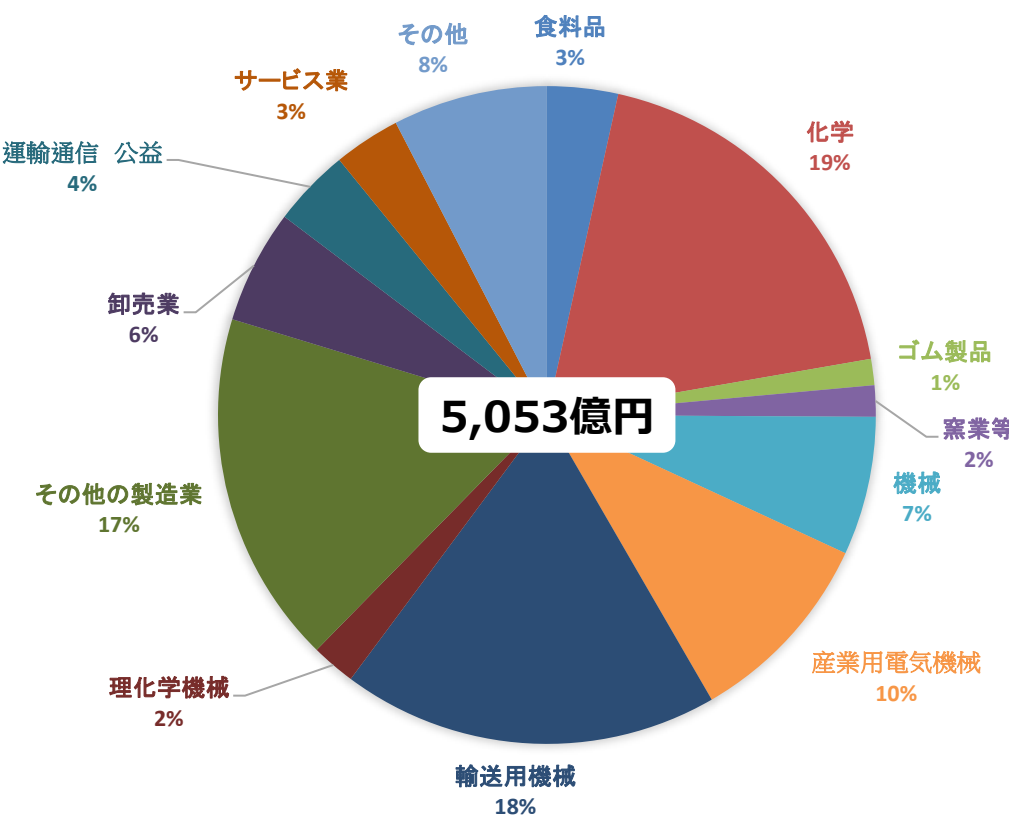
コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度）と比較し、
a. 売上が2%以上減少しているにも関わらず、
b. 試験研究費を増加させる場合、
一般型・中小企業技術基盤強化税制の**控除上限を5%引上げ**

研究開発税制の活用状況 令和2年度実績

業種別適用企業数



業種別適用額

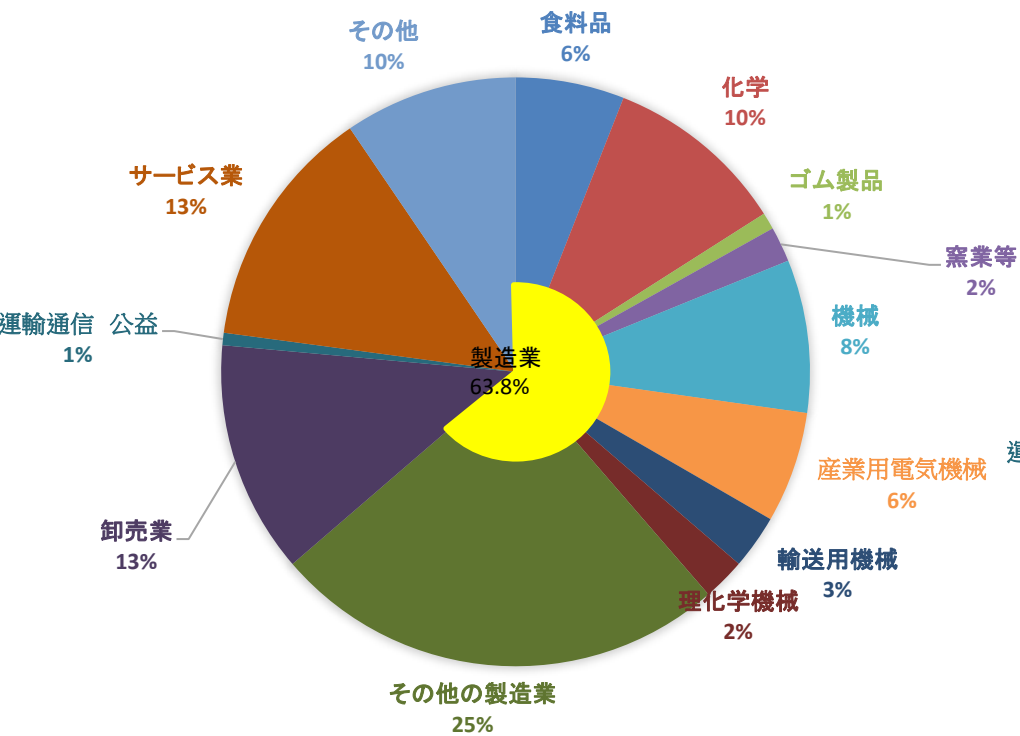


(出典)
財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に作成。

研究開発税制の活用状況 令和2年度実績【件数ベース】

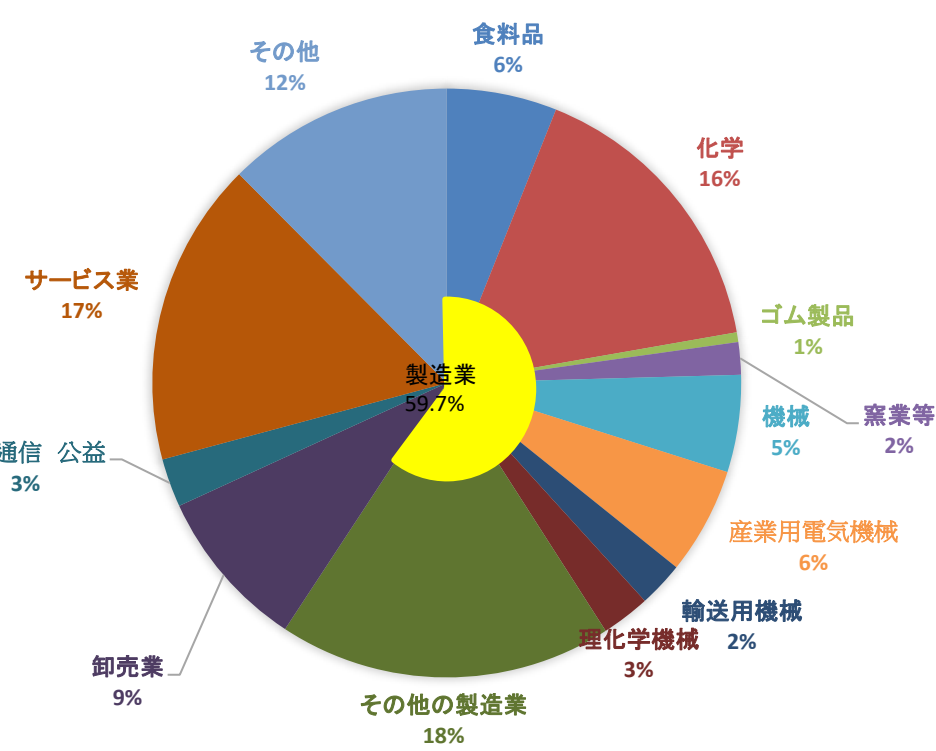
1. 総額型※+中小企業

活用実績：8,668社
(4,945億円)



2. オープンイノベーション型

活用実績：562社（108億円）



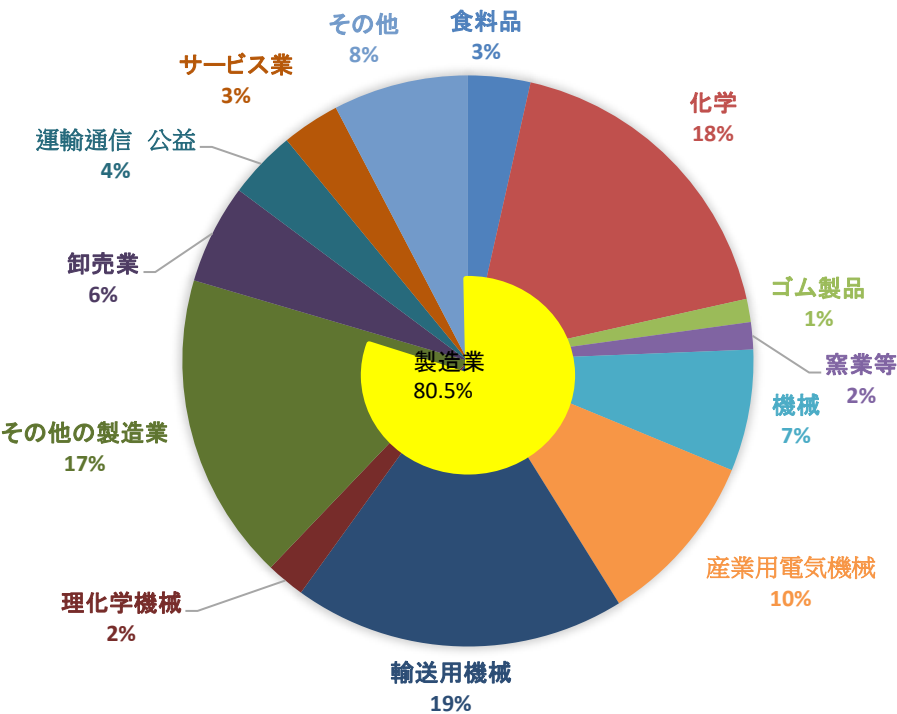
(出典)
財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に作成。

※令和3年度税制改正で「一般型」と改正

研究開発税制の活用状況 令和2年度実績【金額ベース】

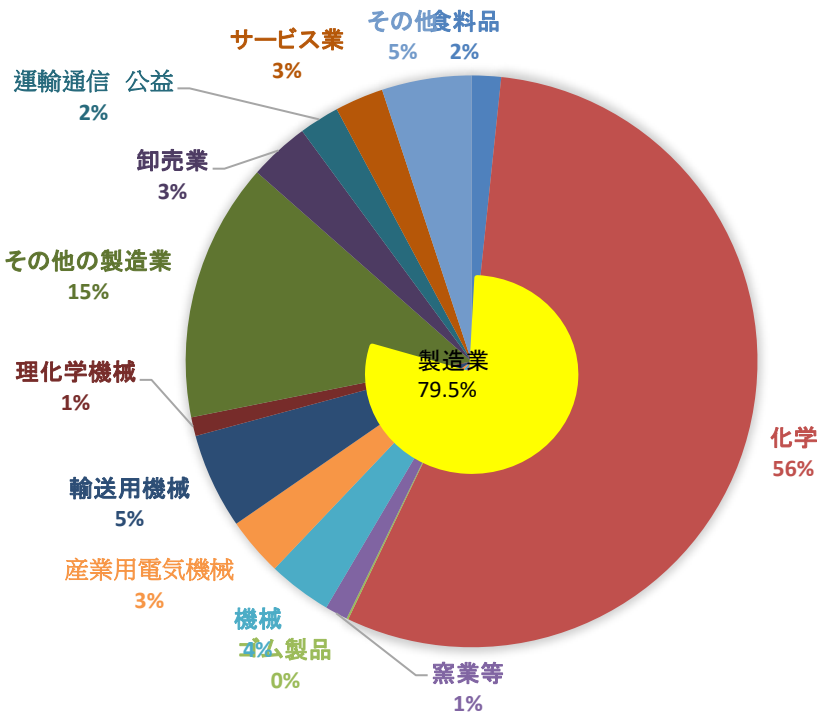
1. 総額型※+中小企業

活用実績：4,945億円
(8,668社)



2. オープンイノベーション型

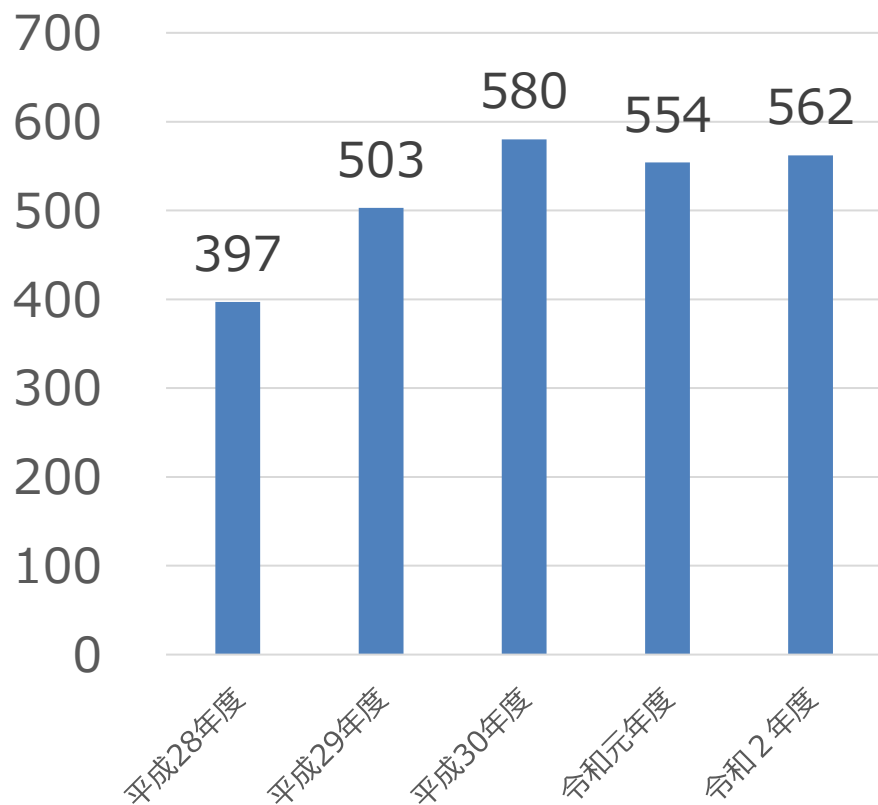
活用実績：108億円 (562社)



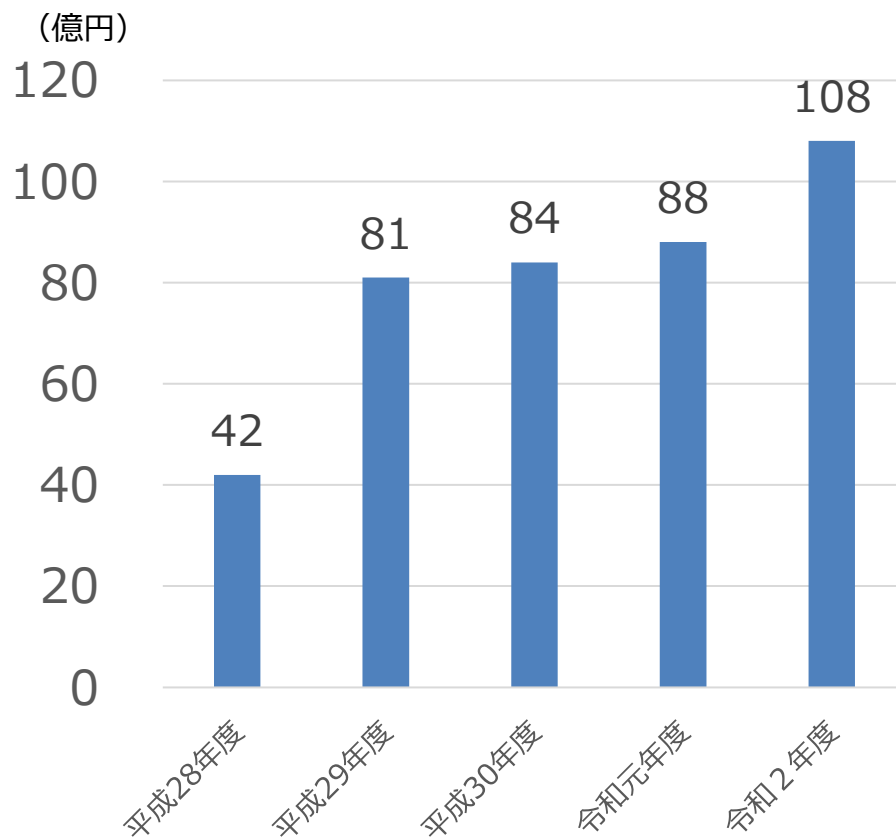
(出典)
財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に作成。
※令和3年度税制改正で「一般型」と改正

オープンイノベーション型活用実績

【適用件数】



【適用金額】



(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に作成。

(参考) 研究開発投資目標

- 我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』という科学技術・イノベーション政策の方向性を示し、2021年～2025年の5年間で官民合わせて約 120 兆円の研究開発投資を行っていく方針(※第6期科学技術基本計画(2021年3月閣議決定))

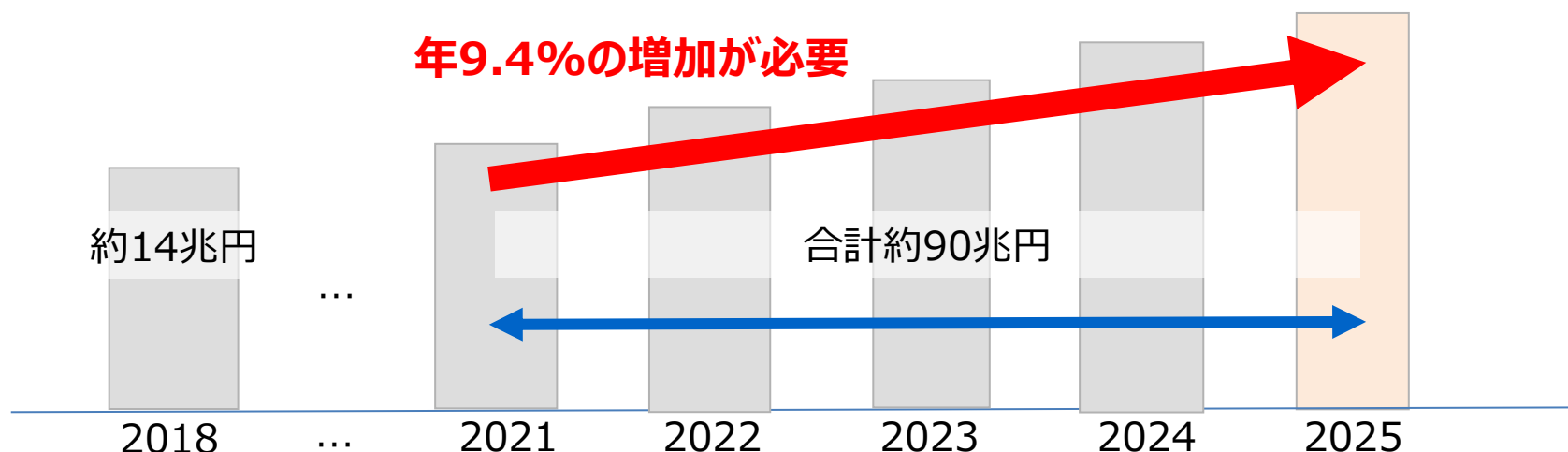
第6期科学技術基本計画

(2021年3月 閣議決定)

次の5年間で約 30 兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約 120 兆円の研究開発投資を行っていく

→民間企業の研究開発投資の目標は約90兆円

民間企業の研究開発費の目標



1. 一般型 **A-①**

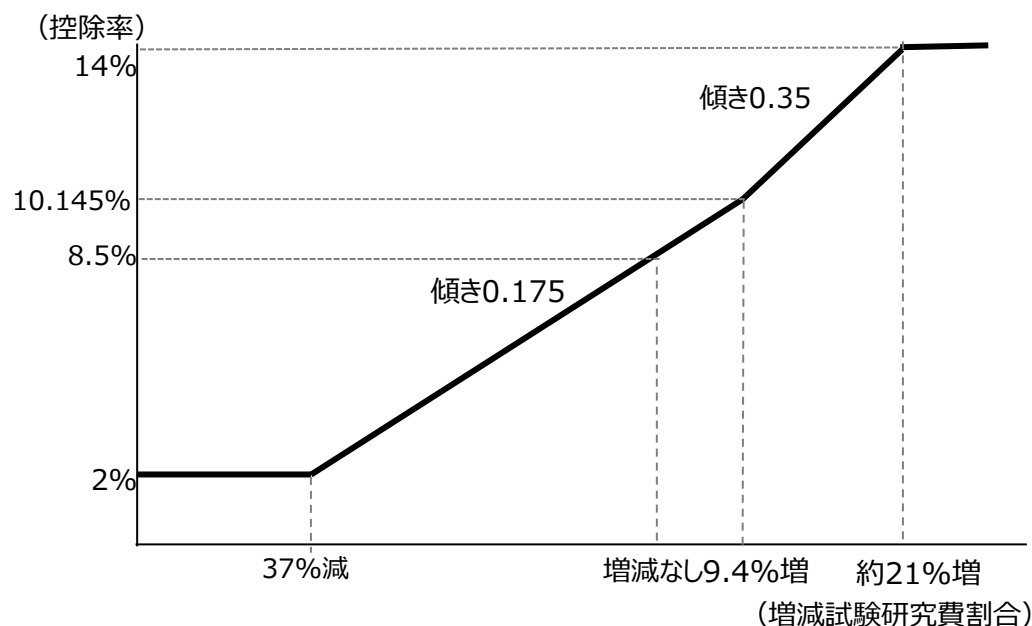
【控除額】

試験研究費の額×控除率（2～14%＊）

＊ 令和4年度末までの時限措置。恒久措置は10%。

控除率は以下のとおり算出される。

- ・増減試験研究費割合（※1） 9.4%超
 $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$
（最大14%）
- ・増減試験研究費割合 約－37%以上9.4%以下
 $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$
- ・増減試験研究費割合 約－37%未満
2%一律
- ・当該事業年度が設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額が零であるときの控除率は、8.5%



※1：増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費(※2)の額を減算した金額）の当該比較試験研究費に対する割合をいう。

※2：比較試験研究費とは、前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額をいう。

【控除上限】

- ・法人税額の25%相当額（恒久措置）
- ・コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度）と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費を増加させる場合、一般型の控除上限を5%引上げ。

※3：平均売上金額（その事業年度および過去3年の事業年度における売上金額の平均額）に占める試験研究費の割合が10%超の場合には、控除上限が上乘せされ **A'-①**、控除率も上乘せされる。

2. 中小企業技術基盤強化税制 A-②

【控除額】

試験研究費の額×控除率（12～17%＊）

＊ 令和4年度末までの時限措置。恒久措置は12%。

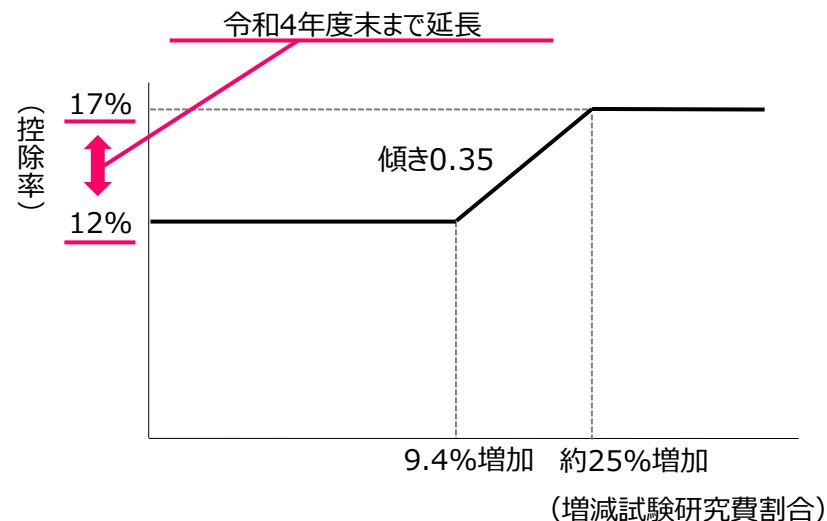
控除率は以下のとおり算出される。

- 増減試験研究費割合 9.4%超
 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （最大17%）
- 増減試験研究費割合 9.4%以下
12%一律

※ 1：平均売上金額に占める試験研究費の割合が10%超の場合には、控除率が上乘せされる。（詳細は後述）

【控除上限】

- 法人税額の25% 相当額（恒久措置）
 - コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度）と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費を増加させる場合、中小企業技術基盤強化税制の控除上限を5%引上げ。
 - ① 平均売上金額に占める試験研究費の割合が10%超の場合には、控除上限を最大10%上乘せ。
- また、② 中小企業者等で増減試験研究費割合が9.4%超の場合には、控除上限を10%上乘せ。
- （①と②は選択制、令和4年度末までの時限措置）



（参考）「中小企業者等」とは

- 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 農業協同組合等

ただし、次の法人は、たとえ資本金または出資金の額が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人又は大法人（※）の100%子法人等）に発行済み株式又は出資総数・総額の1/2以上を所有されている法人
- 2以上の大規模法人に発行済み株式又は出資総数・総額の2/3以上を所有されている法人

※ 資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人

※ 2：前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人は、この制度を適用することはできない。

なお、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主の所得税についても、同様の制度を適用することができます。

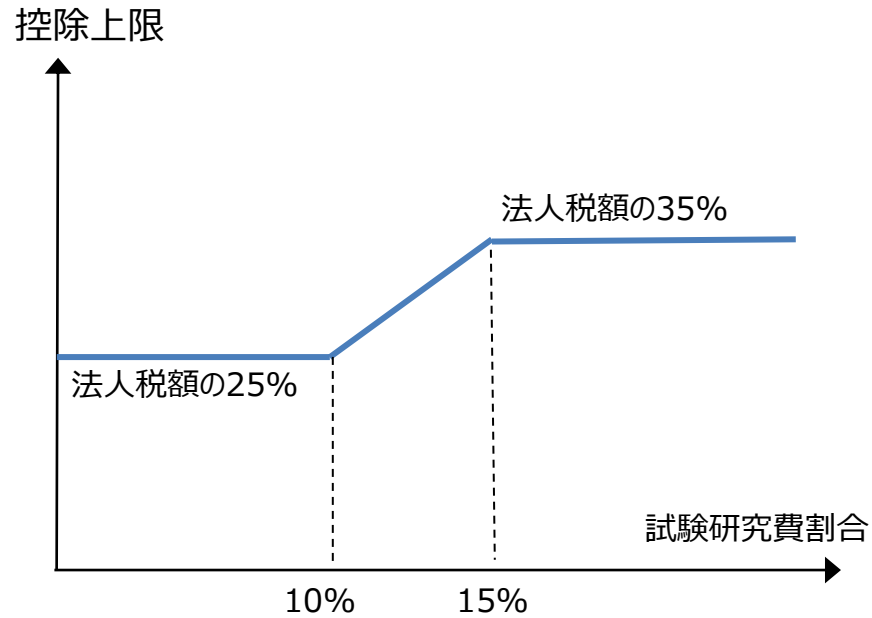
3. 平均売上金額に占める試験研究費の割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ

- 平均売上金額に占める試験研究費の割合（以下「試験研究費割合」という。）が10%を超える場合、控除率・控除上限を上乗せ。

控除上限の上乗せ

A'-①

（令和4年度末まで延長）

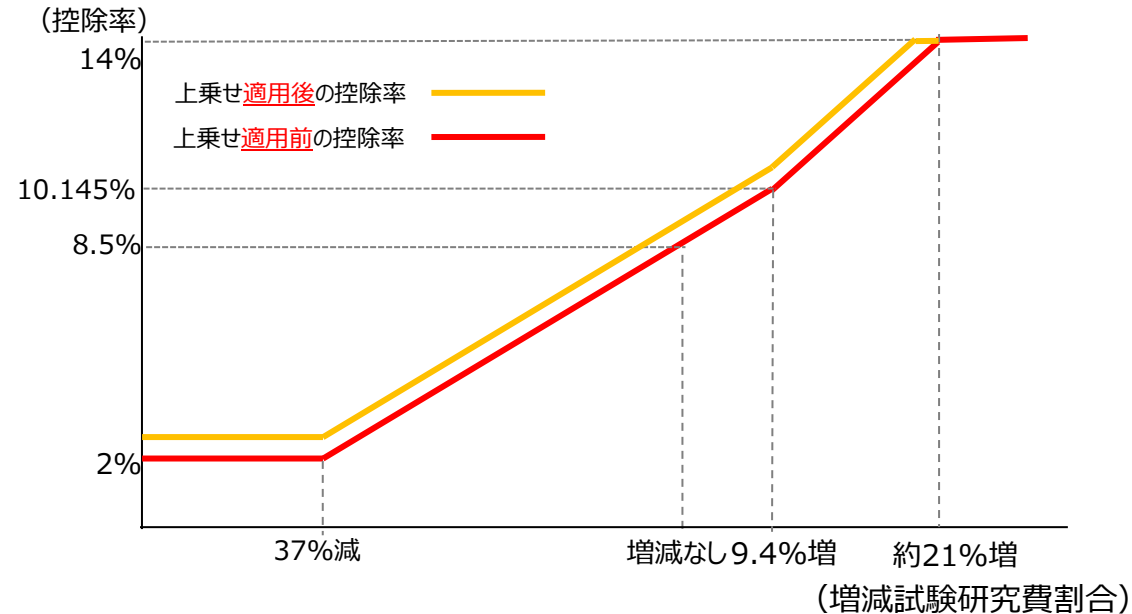


$$\text{控除上限} = 25\% + \underbrace{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2}_{\text{【最大10\%】}}$$

控除率の上乗せ

（令和4年度末まで延長）

【控除率上乗せのイメージ（試験研究費割合が20%の場合）】



$$\begin{aligned} \text{控除率 (\%) } &= \text{通常} \text{の控除率} + \underbrace{\{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5\} \times \text{通常} \text{の控除率}}_{\text{【最大0.1】}} \\ &= \text{通常} \text{の控除率} + \{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5\} \times \text{通常} \text{の控除率} \end{aligned}$$

(※) 最大14%
(中小企業の場合は最大17%)

4-①. オープンイノベーション型 B

- 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる仕組み。
※本制度を活用するために計上した試験研究費については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を活用するための試験研究費として計上はできない。

【控除額】

特別試験研究費の額×右の控除率

【控除上限】

法人税額の10% 相当額（恒久措置）

本制度の適用にあたっては、

- (1) 契約書等に一定の事項を記載すること
- (2a) (特別研究機関等のみ) 相手方による認定
- (2b) (特別研究期間等以外) 相手方・第三者による確認が必要となる。

詳細については、「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン（令和3年度版を公開予定）」に記載。



【報告書様式・申請書様式】

<https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html>

対象となる相手先		<控除率>
共同試験研究・委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	新事業開拓事業者等 ※1	25%
	成果活用促進事業者	
	中小企業者	20%
	他の者（民間企業等） ※1	
	技術研究組合 ※2	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%

※1 新事業開拓事業者等及び他の者に対する委託試験研究については、基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

※2 技術研究組合については、組合員が行う共同試験研究にかかる賦課金が控除の対象となる。

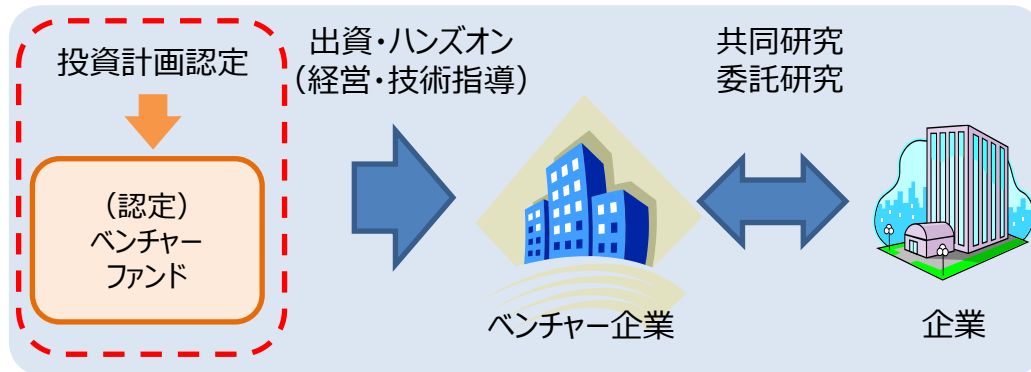
4-②. オープンイノベーション型の相手方としてのベンチャー企業の定義

- 相手方のベンチャー企業としては、以下のいずれかに該当するものとする。

(1)産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドの出資先

(2)特別研究開発法人・大学発ベンチャー企業で以下の全ての要件を満たすもの

【参考】産業競争力強化法に基づくファンドの認定スキーム
(注)



- A) 以下のいずれかの方法で**出資**を受けている（注1）
(ア) 認定国立大学ファンド（注2）が出資
（ファンドオブファンズ除く）
(イ) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき**特別研究開発法人が直接出資**
- B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している
（注1）
- C) 上記出資時に**資本金5億円未満**、当該出資を受けてから**10年以内**

（注1）上記のベンチャー企業との連携についてOI型を適用する場合には、確定申告書等に以下の書類を添付する必要がある。

- ベンチャー企業の株主名簿の写し等（当該出資者の名称等がわかるもの）
- 雇用契約書その他の書類でベンチャー企業の役員が特別研究開発法人・大学等と雇用関係にあることを証する書類（(2)のみ）

（注2）認定国立大学ファンドの認定も、産業競争力強化法に基づくものですが、（1）の認定とは、別制度になります。

(参考) オープンイノベーション型の相手方としてのベンチャー企業の出資元

- ◆ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づきベンチャーへの直接出資可能な研究開発法人
大学・国研の出資機能の拡大による産学官連携の活性化について（内閣府HP）13ページ
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/2kai/siryo1.pdf>
- ◆ 認定国立大学ファンド
※認定国立大学ファンドの認定も産業競争力強化法に基づくものですが、左記のベンチャーファンドとは別制度になります
国立大学等によるVC等への出資（経済産業省HP）
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/syusshi.html
- ◆ 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンド
企業のベンチャー投資促進税制（経済産業省HP）
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyotax.html

5-①. 試験研究費の範囲（製品、技術）

- 研究開発税制の対象となる費用（試験研究費）は、端的に言えば、「自然科学に関する『研究開発』活動に要する費用」と言える。

法令上の試験研究費の定義 概要

以下の1.～3.を満たすもの

1. 各事業年度の所得の金額の計算上、
 - ① 損金の額に算入される費用
 - ② 研究開発費として損金経理され、ソフトウェア等の取得価額に算入される費用
2. 以下の①～③に関して
「試験研究≡（研究開発）を行うための費用」
 - ① 「製品の製造」
 - ② 「技術の改良、考案若しくは発明」
 - ③ 「対価を得て提供する新たなサービスの開発」※
3. ① 原材料費、人件費、経費 ② 委託試験研究費 ③ 技術研究組合の賦課金 ※一定の条件あり

研究開発（≡試験研究）とは

- ① 新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う活動で（新規性）、
- ② 独自の概念及び仮説に基づき（創造性）、
- ③ 結果に不確実が伴い（不確実性）、
- ④ 計画的に行われ（計画性）、
- ⑤ 結果の再現可能性があるもの（再現可能性）

研究開発か否かの具体的な判断の例

既に量産方法含めて技術的に確立している方法で製品を企画し、製造する行為は、新規性(①)や創造性(②)がないため、「研究開発」とは言えない。また、奇才の画家が独創的な作品を生み出す活動は、創造的活動(②)であるが、結果の再現性がなく、「研究開発」ではないと判断できる。

<参考①> 他の基準等との関係（会計基準、科学技術研究調査）

- 「研究開発」活動における個別の解釈を考える上では、各基準に関する文言の細かい解釈論に陥ることなく、その活動は研究開発と言えるか、基本に立ち戻って考えることが重要

試験研究費と似た概念を示している基準

- ◆ 会計基準（「研究開発費等に係る会計基準」「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」等）※
 - ◆ フラスカティ・マニュアル（OECD）
 - ◆ 科学技術研究調査（総務省）
- 等

細かい文言は異なるが、
いずれも、いわゆる
「研究開発（R&D）」を
定義するためのもの

※ 企業の研究開発活動に要した費用を、「会計基準」に基づいて研究開発費として処理するかどうかについては、企業や監査法人の経営判断や、業界の歴史によって異なるが、会計基準の根っこにある「R&D」とは何か、については、「フラスカティ・マニュアル」や「科学技術研究調査」と異なることはない

具体的な例

「研究開発費等に係る会計基準」においては、「新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること」として、科学技術研究調査の定義にはない、「著しく」という文言が記載されているが、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日 企業会計審議会）によれば、「製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当するものと考えられる。」として、フラスカティマニュアルや科学技術研究調査の考え方と類似の考え方が示されているように見えます。

<参考②- i > 試験研究費の解釈に関して、よくある質問

Q 1. 自社工場において、熟練工が手作業で行っていた工程を、独自のアルゴリズムを構築し、実装するためのソフトウェアやロボットを開発した場合、その開発に要した費用は税制の対象になりますか？

A 1. 独自のアルゴリズムの開発や、それを動かすためのソフトウェアやロボットを開発する行為は、応用研究・実用化研究に合致し、税制の対象になり得ます。他方で、既に第三者が開発したソフトウェア等を、単に導入するだけの行為は、税制の対象とならない可能性があります。既に開発されたソフトウェア等であっても、その導入にあたって、新たな試行錯誤や、結果の不確実性等の試験研究要素がある場合は、税制の対象になり得ると思われます。その場合、租税特別措置法の条文との関係では、自社内の改善にとどまった場合は、「技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」に該当し、開発したソフトウェアやロボットを他社に販売した場合は、「製品の製造に係る試験研究」に該当すると思われます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

Q 2. 企業の財務分析や経営管理を便利にするサービスを開発しています。開発行為は税制の対象になりますか？

A 2. 例えば、企業の職員が手作業で各所からデータを収集し、分析を行っている作業について、収集すべきデータを特定し、自動で収集し、解析するためのアルゴリズム及び当該仕組みを実装するためのソフトウェアの開発を行っているような場合、完成品を第三者に提供する場合は、製品の開発に係る試験研究になり、自社内の業務プロセスの中に実装する場合は技術の改良に係る試験研究となり得ると思われます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

Q 3. 顧客のインターネットアクセスを自動で解析し、顧客に最適な商品提案を行うためのソフトウェアを開発していますが、税制の対象になりますか？

A 3. 独自にアルゴリズムの開発を行い、これを特定のソフトウェアとして実装すれば製品の開発に係る試験研究となり得ます。また、同種のソフトウェアを開発し、自社内プロセスにおいて実装した場合は、技術の改良に係る試験研究となり得ます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

<参考②- ii > 試験研究費の解釈に関して、よくある質問

- Q 4 . 自社の製品開発について、試作品は完成したものの、その後、量産化・実用化に向けて、開発研究を進めています。会計基準上は、「製品を量産化するための試作」は「研究・開発」に含まれない例として掲げられていますが、この場合の開発研究に要した費用は、税制の対象になりますでしょうか？
- A 4 . 試作品が完成していたとしても、更なる研究開発が必要な場合であれば、税制の対象になり得ます。租税特別措置法関係通達では、少量生産は可能であるものの、大量生産することが難しいような生産技術も存在し、量産を行う前に更なる研究開発が不可欠である場合も存在することを踏まえ、対象とならない例について、「生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作」という表現を用いています。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）なお、会計基準においても、「製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当するものと考えられる。」として、製造現場で行われている活動であれば、ダメ、といった考え方は、示されていないようです。（「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日 企業会計審議会））

<参考> 試験研究費の見直しの背景

- 研究開発税制における「試験研究費」の意義については、法令上、製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているが、その範囲が必ずしも明らかではなかった。
- その中で、過去国税庁において示されていたQ Aにおいて、試験研究費に該当しない費用として「事務能率・経営組織の改善に係る費用」が例示されていたところ、企業・税理士関係者の間では、「業務改善に係る費用」や「プロセスイノベーション」は対象外といった見解も示されるようになっていた。
- その中で、近年のAI・ソフトウェア関連の技術開発の進展に伴い、人が今まで担ってきた作業の代替（短縮・省人力化）をするような業務改善にも資する技術の開発を行うケースが増える中、これらの開発行為が対象なのか否か、明らかにする必要があった。
- このため、2021年度の税制改正においては、研究開発税制は、補助金とは異なり、企業の研究開発活動について、分野や主体に関わらない幅広い支援を行うものである（本資料P 3 参照）、という原点に立ち返り、試験研究費の対象に関する解釈について明確化をおこなった。

国税庁Q&A

（税制の対象外の費用の例）
・事務能率・経営組織の改善に係る費用

2021年度税制改正前



一部の解釈

・業務改善に係る費用は対象外
・プロセスイノベーションは対象外

2021年度税制改正の議論を踏まえた見直し

国税庁 通達／趣旨説明

（税制の対象外の費用の例）
事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更

「無駄となった事務を止めるなどの事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成を例えばフラット化する若しくは事業部制を採用するなどの変更については、自然科学に係る試験研究とはいえない。一方で、（…略…）人が今までに担ってきた作業の代替（短縮・省人力化）をするような業務改善にも資する技術の開発を行った場合については、当然、試験研究性がある。」

<参考> 試験研究の意義・範囲

(試験研究の意義)

42の4(1)－1 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。

〔租税特別措置法関係通達〈法人税編〉 四 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕

(試験研究に含まれないもの)

42 の 4(1)－2 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

- (1) 人文科学及び社会科学に係る活動
- (2) リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動
- (3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更
- (4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓
- (5) 単なる製品のデザインの考案
- (6) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
- (7) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
- (8) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
- (9) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
- (10) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
- (11) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
- (12) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- (13) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集
- (14) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動
- (15) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

〔租税特別措置法関係通達〈法人税編〉 四 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕

5-②. 試験研究費の範囲（サービス）

- 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、**「対価を得て提供する新たな役務の開発」で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用**で以下に掲げるもの。※試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、**その金額は試験研究費の額から除外**。

「対価を得て提供する新たな役務の開発」にかかる試験研究費

- ① その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る）及び経費（経費のうち外注費については、外注先での原材料費、人件費及び外注費以外の経費に相当する部分に限る）
- ② 他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（ただし、①に相当する部分に限る）

〔租税特別措置法施行令第27条の4第3項第2号他〕

※サービス開発に係る人件費については、以下の者にかかるものに限る。

- ① 情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（情報解析専門家）であり、
- ② その専門的な知識をもってサービス開発に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者。

〔租税特別措置法施行規則第20条第1項及び第2項他〕

サービス開発として必要となるプロセス

データの収集

センサー等を活用して、**自動的に種々様々なデータを収集**

データの分析

専門家が、**A I 等の情報解析技術**によって**データを分析**

サービスの設計

データの分析によって得られた**一定の法則性**を利用した**新たなサービス**を設計

サービスの適用

当該**サービスの再現性**を確かめる

5-③. 対象となるサービス開発の事例

- 研究開発税制の適用対象となるサービス開発の事例としては、以下のようなものが想定される。

地域を自然災害から守るサービス

- ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を通知するサービスを提供



農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



各個人に応じたヘルスケアサービス

- 各個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス



観光サービス

- ドローンや人工衛星等を活用して収集した画像データや気象データ、生態系のデータ等を組み合わせ分析することで、高付加価値の観光資源だが発生頻度の低い自然現象等の発生を精緻に予測するサービスを提供



5-④. 試験研究費の範囲（人件費の「専ら」要件①）

- 試験研究費のうち、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされている（「専ら」要件）。

「専ら」要件に該当する者

「専ら」要件に該当する者としては、

- （１）試験研究を専属業務とする者（試験研究部門に属している者や研究者としての肩書を有する者等）、
- （２）研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、
- （３）次の各事項のすべてを満たす者。

- ① 試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集等の業務（フェーズ）のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務（以下「担当業務」という。）に、当該担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。
- ② 担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠であること。
- ③ その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）あること。この際、連続した期間従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間内に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専属的に従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとする。
- ④ 当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

5-④. 試験研究費の範囲（人件費の「専ら」要件②）

【X社での事例】

◦ 微生物培養装置に関する試験研究のプロジェクト（プロジェクト総期間8カ月）

◦ プロジェクトスケジュール

設計：1/1～1/31 開発：2/1～3/31 試作：4/1～6/30

性能評価・分析：7/1～8/31のうち、断続的に実働延べ30日間性能評価・分析に従事

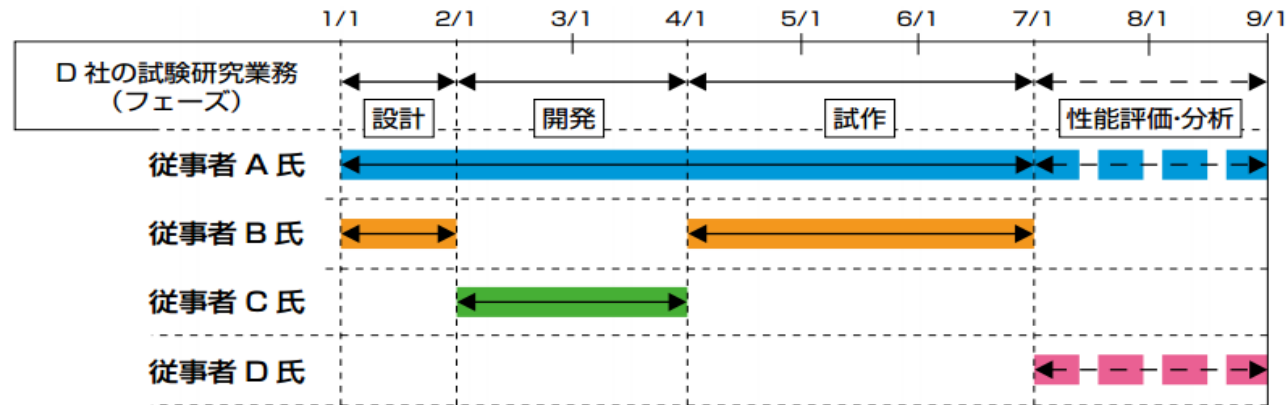
◦ 試験研究の従事者の人数 4名

A氏（設計部） 担当業務：今回の培養装置開発のプロジェクトリーダー

B氏（生産部） 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の設計、試作

C氏（生産部） 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の開発

D氏（検査部） 担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の性能評価・分析



D社の例では色塗りの部分の人件費が全て試験研究費の対象となります。

この場合、性能評価・分析については、その業務の特殊性等から、期間的に間隔を置きながら行われましたが、性能評価・分析が行われる時期において専属的に従事したA氏及びD氏についても、その従事した実働期間に対応する部分の人件費が対象となります。

5-④. 試験研究費の範囲（人件費の「専ら」要件③）

- 他の業務と兼任する者の人件費算出に当たっては、各人の研究開発への従事状況を明確に区分することが必要。
- 兼任者の人件費について、コスト計算用ソフトで自動集計されるデータを用い、試験研究費となる金額を適正かつ効率的に算出している事例も。

法人概要

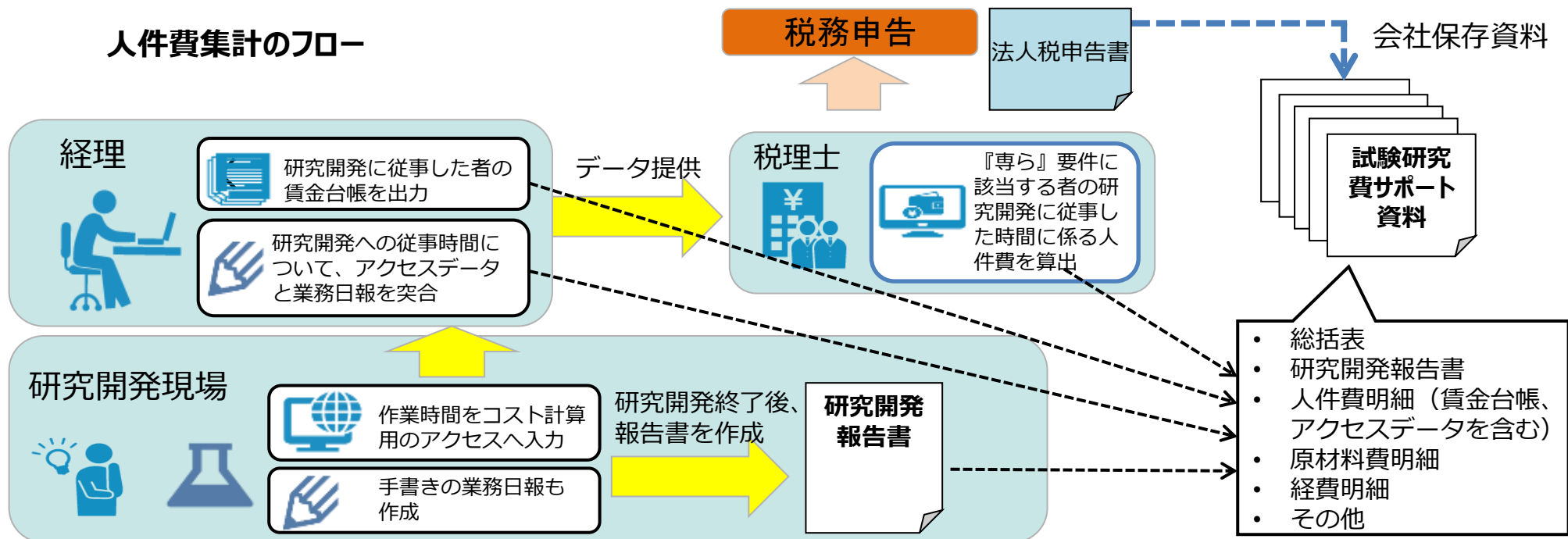
業種：試薬の製造・販売等

資本金：2,500万円

従業員数：約50名

研究開発体制：研究開発専門の部署は無く、必要な都度、社員をアサインしてプロジェクトを組んでいる。

人件費集計のフロー



6. 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）

- 法人住民税の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者等の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準としている。

<中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税（法人住民税））>

中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税(法人税割)の課税標準額を試験研究費に掛かる税額控除後の法人税額とする。

大企業等が試験研究を行った場合

法人税額

法人住民税の
課税標準額

研究開発税制等
(国税)における
控除額

中小企業者等が試験研究を行った場合

法人税額

法人住民税の
課税標準額

中小企業技術基
盤強化税制等
(国税)における
控除額

1.研究開発税制概要

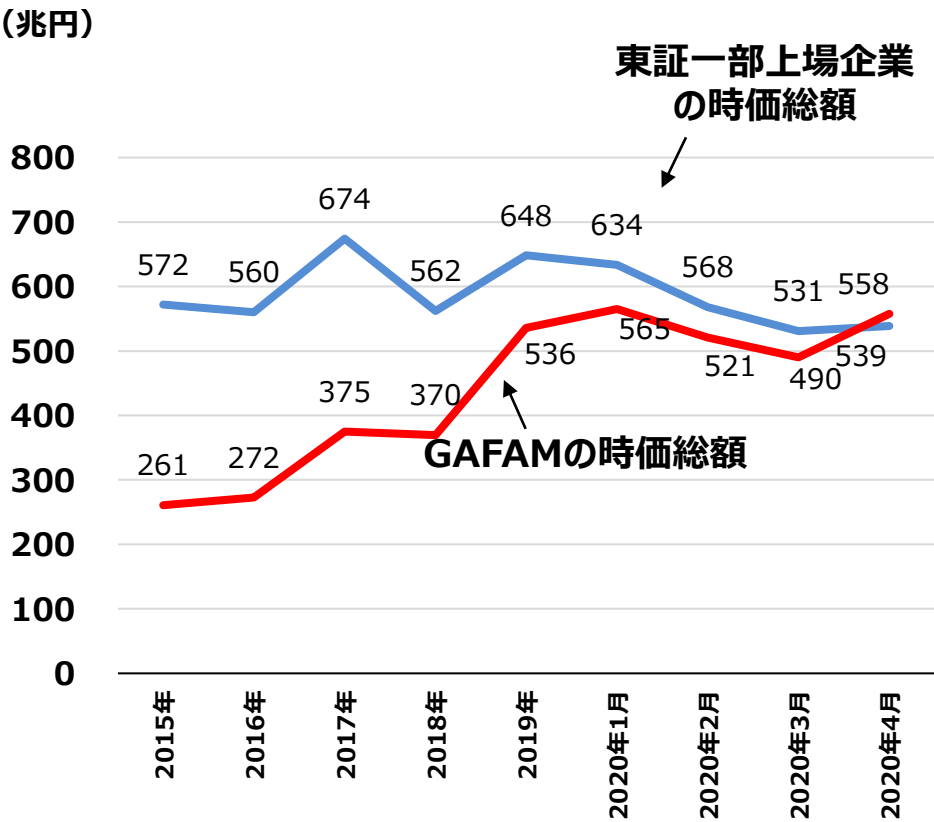
2.令和 3 年度税制改正概要

3.参考資料

あらゆる産業でデジタル化とビジネスモデルの変化（DX）が進展

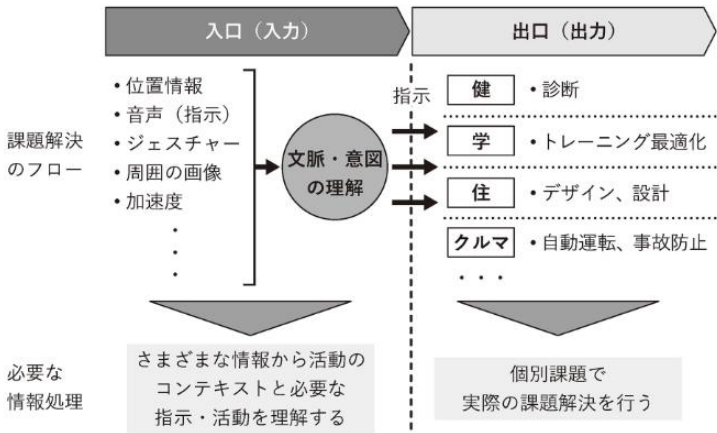
- インターネットの世界ではプラットフォーマーが覇権を握る。今後は、**既存の産業でのデジタル化とサービス化（DX）が見込まれる**。GAFAも未達の領域。
- **あらゆる産業が一定の規模・レベルで存在する日本はチャンス**。思い切った投資や変革が必要。

東証 1 部上場企業とGAFAMの時価総額



(注) 2015-19年は年末時点、2020年1月-3月は月末時点、2020年4月は4月24日時点の時価総額。GAFAMの時価総額は、当該時点の円ドルレートをを用いて円換算したもの。東証1部上場企業数は2020年4月24日時点で2,169社。
(出所) 日本取引所グループ、Bloombergを基に作成。

データ・AI活用の構造



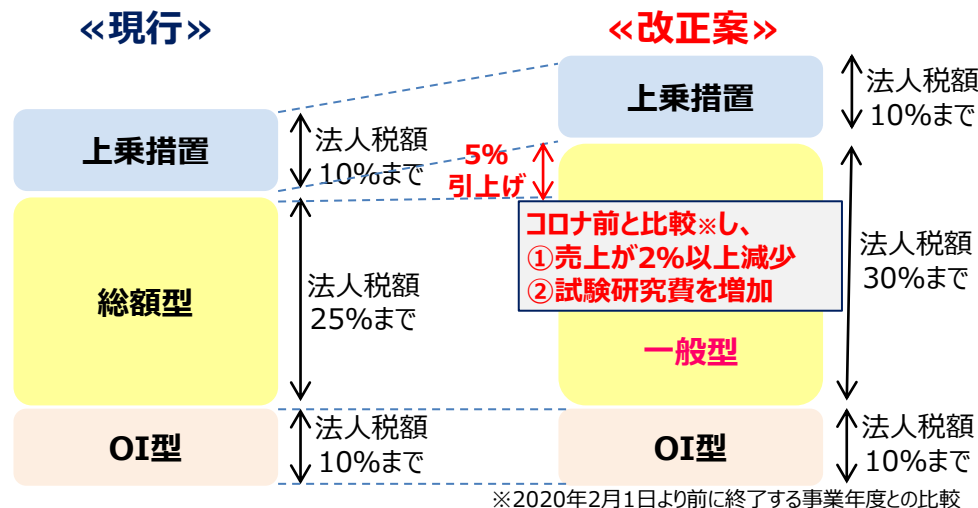
安宅和人「シン・ニホン」（2020年）より作成

データ・AI活用化の進展と産業の変化

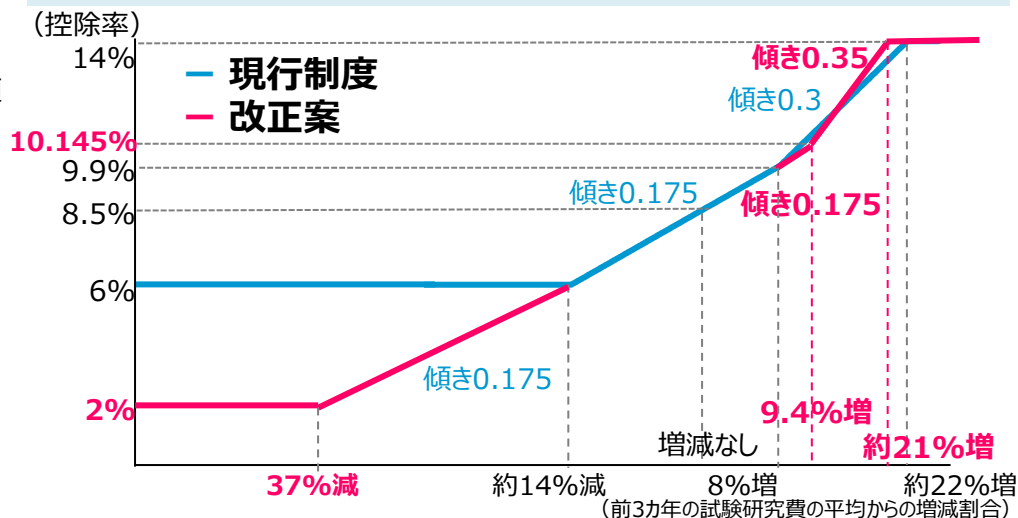
これまでの産業とビジネスモデル	今後
自動車 ： 車を売る	モビリティ・サービス ： 人の移動を快適に
医薬品 ： 薬を売る	ヘルスケア・サービス ： 健康を保つ
産業機械 ： 機械を売る	IoTサービス ： 生産活動の最適化
保険 ： 保険商品を売る	安心安全サービス ： 安心を与える

- 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。コロナ禍において、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするとともに、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進が不可欠。
- そのため、①控除上限を法人税額の最大50%まで引き上げ、②研究開発費を維持・増加させるための税額控除率の見直しを行うとともに、③クラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアに関する研究開発を対象に追加する等、経済のデジタル化への対応を進めるほか、④OI（オープンイノベーション）型の運用改善等を行う。

①控除上限の引上げ（最大45%⇒50%）

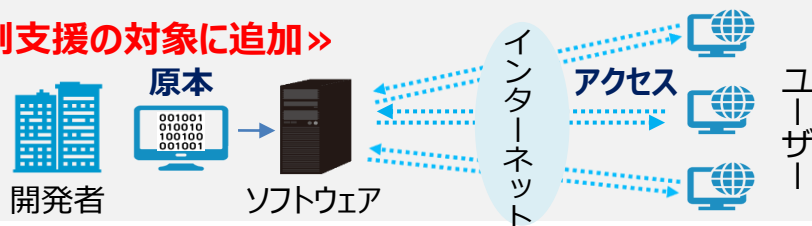


②控除率の見直し（増加インセンティブを強化）



③クラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアに関する研究開発費を税額控除対象に追加

「税制支援の対象に追加」



「想定事例」

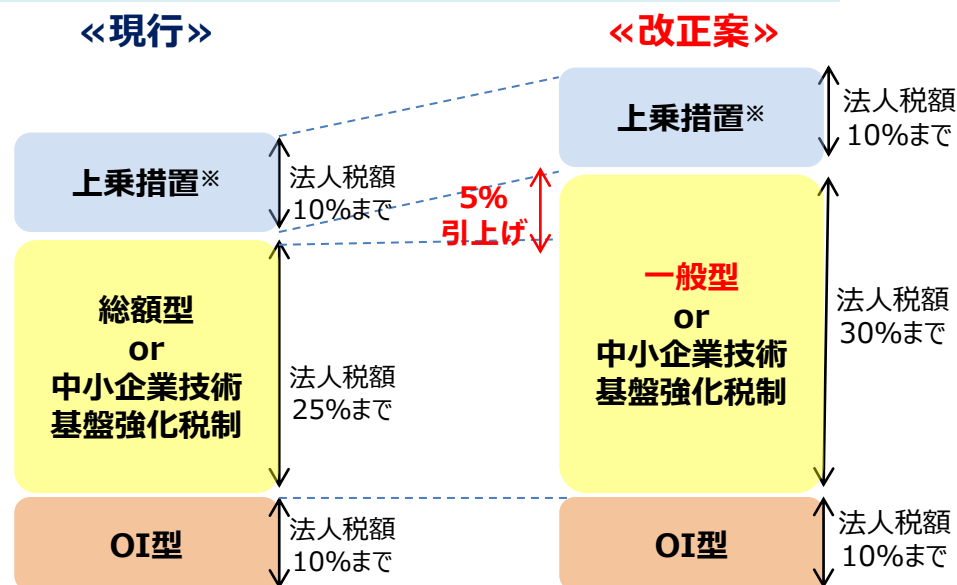
- 生産現場のデータを収集・解析し、独自のAIにより最適な生産計画を提案するサービス
- ドローン、AIを活用したインフラの自動点検サービス
- 遠隔制御やシェアリング等のモビリティサービス

※あわせて、技術開発が、開発する者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等を明確化

I. 一般型（旧総額型）インセンティブ強化 ①控除上限の引上げ ②控除率の見直し

- 現下のコロナ禍でも、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするため、**研究開発税制の控除上限を法人税額の最大50%まで引き上げる（一般型・中小企業技術基盤強化税制 25%→30%）**とともに、**控除率の増加インセンティブを強化**。
- また、**時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限の上乗せ措置）**について、**適用期限を2年間延長**。

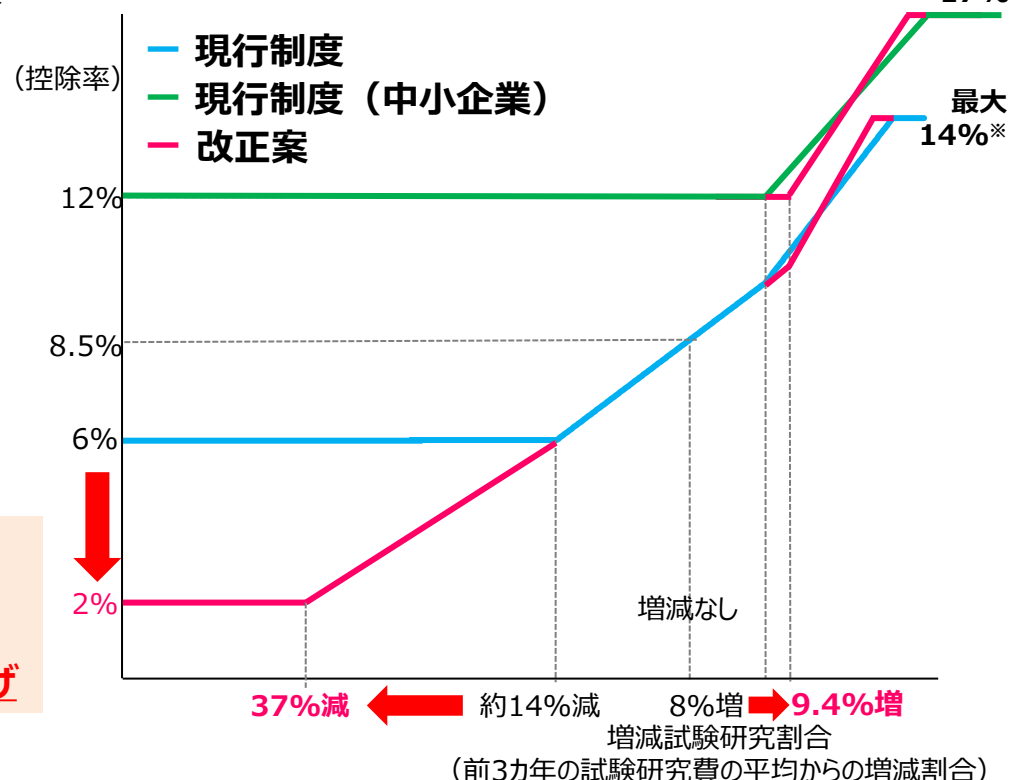
①控除上限の引上げ（25%⇒30%）



コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度）と比較し、
a.売上が2%以上減少しているにも関わらず、
b.試験研究費を増加させる場合、
 一般型・中小企業技術基盤強化税制の**控除上限を5%引上げ**

②控除率の見直し（増加インセンティブを強化）

※控除率の上限について、一般型10%→14%、中小企業技術基盤強化税制 12%→17%とする特例について、**適用期限を令和4年度末まで2年間延長**



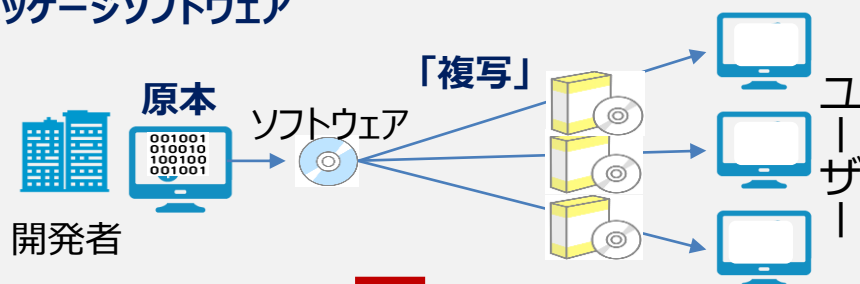
- (1)売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置について、**適用期限を令和4年度末まで2年間延長**
- (2)中小企業者等の増減試験研究費割合が8%超の場合の控除上限の上乗措置について、「増減試験研究割合が9.4%超」の場合に見直し、**適用期限を令和4年度末まで2年間延長**
- (3)控除上限の引上げについては、研究開発ベンチャーの控除上限の特例を適用する場合は対象外

Ⅱ. デジタル化対応 ③ソフトウェアの対象拡充 ④業務改善の対象明確化

- **DX促進**のためには、**クラウドを活用してソフトウェアを提供する仕組み**の構築が不可欠。
- そのため、支援対象外となっているこれらの**ソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加**。
- あわせて、**業務改善目的の研究開発も、税制支援の対象であることを明確化**。
※研究開発の範囲に関する国際的な基準を踏まえ、新たな知見を得るため／新たな知見の応用を考案するために行うに該当しないものについては、改めて、研究開発税制の対象範囲外であることを明記。

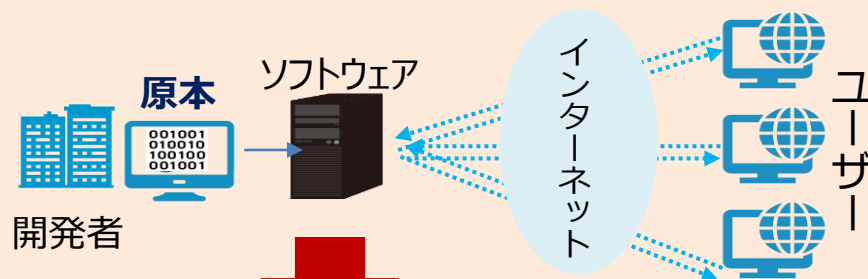
③クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

◆パッケージソフトウェア



試験研究費は税務上、損金処理 ⇒ **現行税制でも対象**

◆クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア



試験研究費は税務上、資産計上 ⇒ **現行税制では対象外**
⇒ **対象に追加**

会計上、期末時点で研究開発費として費用処理された（＝損金経理）金額で、資産※の取得価額に含まれるものを対象に追加

※試験研究の用に供する資産の扱いはこれまでと同様

④業務改善目的の研究開発が支援対象であること等の明確化

開発中の技術がその**開発する者の業務改善に資するもの**であっても、その技術に係る試験研究が**工学又は自然科学に関する試験研究※**に該当するときは、その試験研究に要する費用は**研究開発税制の対象**となること等を明確化

※インフラ企業が、AIによるプラントの自動運転（自社の業務改善）を実現するために行う、アルゴリズムやデータプラットフォーム構築等の研究開発など。

クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。

(注1) 上記の「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいう。

(注2) 上記に伴い、売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とする。

業務改善目的の研究開発が支援対象であること等の明確化

開発中の技術をその開発をする者において試行する場合において、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について明確化する。

Ⅲ. OI（オープンイノベーション）型運用改善 ⑤監査手法の明確化と相手方確認プロセスの合理化

① 過度な「監査」手続きの回避（過度な費用負担の排除）

「監査」に関する規定が曖昧で誤解を招き、結果として、「会計監査」と同程度の過度な確認が実務上行われており、コストも嵩んでいる

⇒ **過度な監査業務を回避すべく、監査の方法を具体化（ガイドライン改訂）**

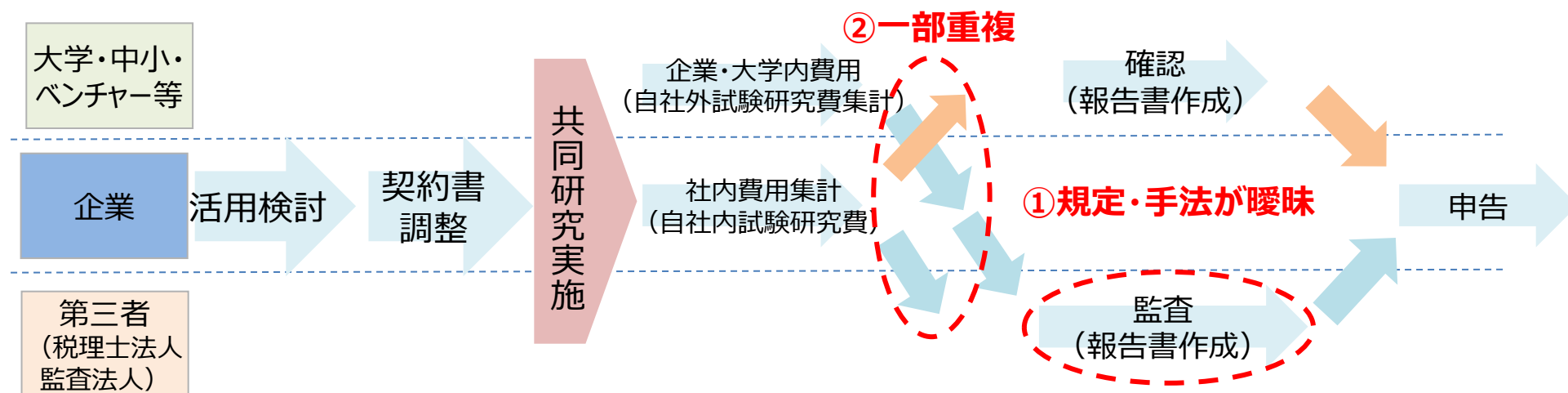
（人件費、原材料費及び経費、減価償却費それぞれを確認するためにどのような書類が必要かを明記するなど）

② 相手方の「確認」手続の合理化

現行制度では、共同研究の相手方の「確認」手続と、税理士/会計士等の第三者による「監査」とが一部重複

⇒ **まず企業が税理士等の第三者による「監査」を受け、共同研究の相手方は「監査」で作成された報告書を基に「確認」する、という手続を明確化（ガイドライン改訂）**

⑤ OI型活用の流れと監査手法の明確化と相手方確認プロセスの合理化



※併せて、

① 国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人との共同研究等に係る控除率を引上げ（20%→25%）

② 大企業と大学等との共同研究・委託研究について、契約時の総見込額が50万円超のものに限定

③ 中小企業者等への委託研究（20%）について、「単なる外注」を対象から除外

(参考) クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する扱いについて

- ソフトウェアは会計上、「受注製作」「市場販売目的」「自社利用」のいずれかに分類されており（研究開発費等に係る会計基準）、税法においても準拠（企業会計準拠主義：法人税法22条4項）。
- 「市場販売目的」とは、「製品マスター（複写可能な完成品）を制作し、これを複写したものを販売する」ことを言うが、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」は、原本をクラウド等に保存し、インターネットを通じて顧客にアクセスさせるため、「製品マスター」を「複写して販売する」ものとは言えないため、実務上「自社利用のソフトウェア」に区分される。
- したがって、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」に係る研究開発費は、会計上は期間費用となるが、税務上は取得価額に算入される（法人税基本通達7-3-15の3）。
※なお、完成後の「著しい改良」も同様に、会計上は研究開発費となるが、税務上は「資本的支出」として、資産計上される（法人税基本通達7-8-6の2）。
- 現行では「損金の額に算入」される試験研究費が研究開発税制の対象となる。試験研究用資産であれば、それが試験研究の用に供されている間はその減価償却費が対象となるが、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」のような非試験研究用資産（＝試験研究の用に供されない資産）の取得価額に算入されることになる研究開発費は、対象外とされる。
- しかしながら、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」に関する研究開発費は、実態上は「市場販売目的のソフトウェア」の研究開発費と同様である。そのため、今回の改正では、税法上固定資産等※の取得価額等に算入される研究開発費であっても、会計上、期末時点で研究開発費として費用処理（＝損金経理）されたものは、取得価額に算入された事業年度において、税額控除の対象とする。※固定資産、棚卸資産、繰延資産（棚卸資産の場合は製造原価に算入）。仮勘定も含む

ソフトウェア制作費・研究開発費の会計・税務処理（イメージ）

分類	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア（製品マスター制作費）		リリース後のアップデート	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後 製品マスターの製作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用	
	つながることが明らか	不明	確実につながる				
会計処理	費用（損金）	費用	資産	費用（損金）	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理		資産				資産	資産

今回対象に追加される範囲

法人税基本通達7-3-15の3（抄）

次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

(2)研究開発費の額（自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。）

法人税基本通達7-8-6の2（抄）

法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。

(注)既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。

ソフトウェア分類のイメージ（会計と税の対応関係）

会計	税		研究開発費（試験研究費）に関する税額控除の可否
市場販売目的ソフトウェア	複写して販売するための原本 （耐用年数省令※ 1）		○
自社利用のソフトウェア	その他のもの （耐用年数省令）	自社利用のソフトウェア （法人税基本通達）	不明⇒○ 試験研究の用に 供されていない場合
			○ 試験研究の用に 供されている場合
特定の研究開発目的のソフトウェア	開発研究の用に供されているソフトウェア※ 2 （耐用年数省令、耐用年数の適用等に関する取扱通達）		○
	研究のための材料となるものであることが明らかなもの （法人税基本通達）		○

今回の改正により、税額控除の対象が拡大する範囲
（対象となる非試験研究用資産）

※ 1
減価償却資産の耐用年数等に関する省令
別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表（抄）

ソフトウェア	複写して販売するための原本	3年
	その他のもの	5年

※ 2
減価償却資産の耐用年数等に関する省令
（特殊の減価償却資産の耐用年数）

第二条
二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産

耐用年数の適用等に関する取扱通達

- I 2-24-1 省令第2条第4号に規定する「開発研究」とは、次に掲げる試験研究をいう。
- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
 - (2) 新規製品の製造，製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
 - (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
 - (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(参考) 自社利用のソフトウェアの分類 イメージ

目的	例
社内業務を行うためのソフトウェア	● 財務会計処理を行うソフトウェア ● 生産・販売管理を行うソフトウェア ● コミュニケーションツール ● 情報分析ソフトウェア
社外の第三者に 付加価値を提供するためのソフトウェア	● 受託業務を行うためのソフトウェア ● クラウドサービス等、インターネット等を介してサービス提供を行うソフトウェア（SaaS、MaaS、HaaS等）

1.研究開発税制概要

2.令和3年度税制改正概要

3.参考資料

(参考 1) 組織再編があった場合の比較試験研究費

- その事業年度又は前 3 年以内に開始した各事業年度に組織再編（合併、分割、現物出資又は現物分配）があった場合は、比較試験研究費の額を算定する際、前 3 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額に所定の調整が必要となる場合も。
- 分割又は現物出資の場合、納税地の所轄税務署長の認定を受けること等、一定の手続を行うことで、特例計算を行うことができる。

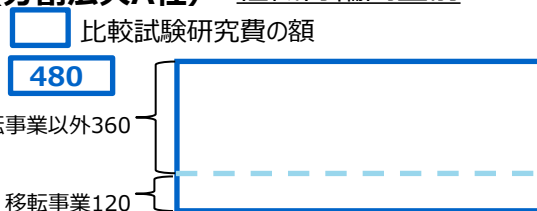
具体例（その事業年度に分割が行われた場合）

(1) 前提事項

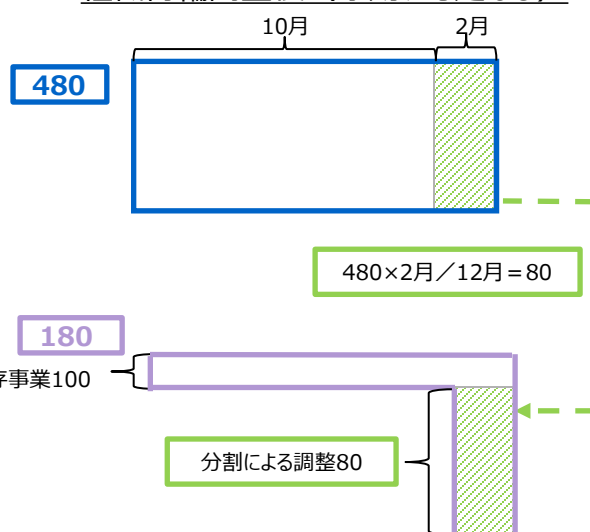
- ① 3月決算法人A社が、令和2年2月に会社分割により、事業の一部を3月決算法人B社へ移転
- ② 分割法人の移転事業に係る過去の試験研究費は各年度120、移転事業以外に係る過去の試験研究費は各年度360とする。
- ③ 分割承継法人の過去の試験研究費は各年度100とする。

(2) 分割法人及び分割承継法人の令和2年3月期の比較試験研究費の額

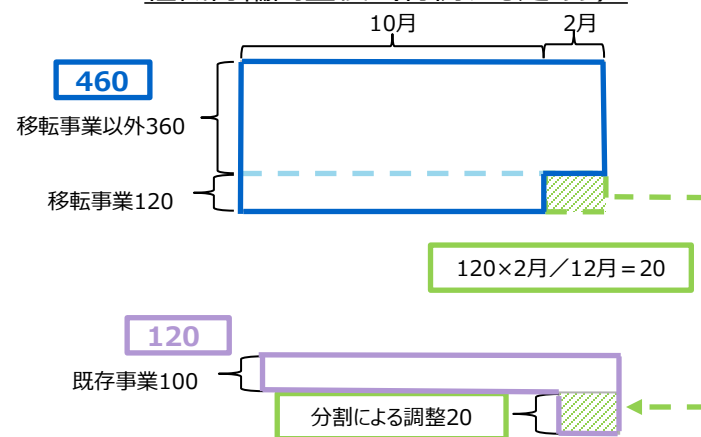
(分割法人A社) 組織再編調整前



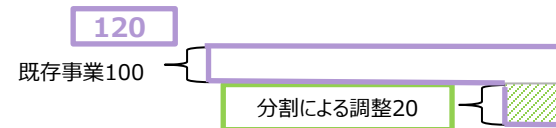
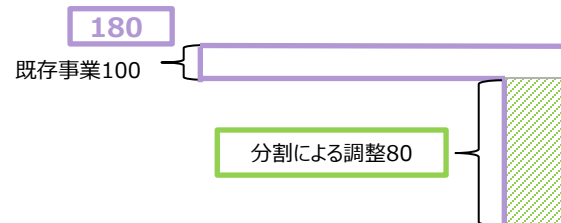
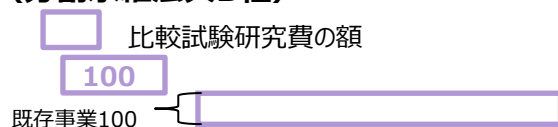
組織再編調整後（原則、認定なし）



組織再編調整後（特例、認定あり）



(分割承継法人B社)



(注1) 平成31年度税制改正により、分割又は現物出資による設立の場合についても、上記の調整をすべきこととなった。

(注2) 平均売上金額についても調整が必要となるが、比較試験研究費と同様の計算方法による。

(参考2) 租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 本措置は、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置。
※令和4年4月1日以降から開始される事業年度において、下記のとおり改正。

現行制度

- 適用対象：資本金1億円超の大企業
- 措置内容：以下3つの要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。
 - ① 所得金額が前年度の所得金額を上回ること
 - ② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること
 - ③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること

今回の改正部分

左の②の要件について、

資本金10億円以上かつ
従業員数1,000人以上の企業で、
前年度に黒字の企業については、

「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%（R4年度は0.5%）以上増加していないこと」に見直し

対象となる租税特別措置

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

(参考3) 関係法令

※本資料は研究開発税制に関する概要を簡潔に説明するためのものです。

実際のご活用にあたっては、税理士等へのご相談をおすすめします。

【関係法令】

○租税特別措置法：

- ＜所得税（個人事業主）＞ 第10条
- ＜法人税（単体納税）＞ 第42条の4

○租税特別措置法施行令：

- ＜所得税（個人事業主）＞ 第5条の3
- ＜法人税（単体納税）＞ 第27条の4

○租税特別措置法施行規則：

- ＜所得税（個人事業主）＞ 第5条の6
- ＜法人税（単体納税）＞ 第20条

○特別試験研究費税額控除に係る認定に関する手続を定める告示：

- ・平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 告示第1号、第3号（単体納税法人）
- ・平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 告示第2号、第4号（個人事業主）

○地方税法：附則第8条

(参考4) 関係資料／問い合わせ先

- 研究開発税制
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
- 特別試験研究費税額控除制度ガイドライン
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html
- 中小企業税制
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>
- 平成31年度経済産業省関係税制改正
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf
- 産業競争力強化法に基づく認定ファンド
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyotax.html
- 認定国立大学ファンド
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/syusshi.html
- 令和3年度税制改正
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/index.html

【お問い合わせ先】

研究開発税制に関するご不明点は、お気軽に以下連絡先又はお近くの経済産業局までご連絡下さい。
経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 03-3501-1778

※現在、原則リモートワークを実施しております。お問い合わせへの対応に影響をきたすことがないよう、最大限体制を整えて対応してまいります。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。